令和７年度
環境報告書

独立行政法人自動車技術総合機構

この報告書は、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成１６年法律第７７号）第２条第４項に定める「環境報告書」として作成したものです。

2026年9月発行

◎環境報告書の対象範囲

対象期間	独立行政法人自動車技術総合機構　令和7年度 （令和7年4月1日　～　令和8年3月31日）
対象組織	本部（研修センターを含む） 交通安全環境研究所 検査部（9か所）　事務所（84か所）
次回発行予定	2027年9月（予定）

◎目次

理事長メッセージ　03

■組織概要等

業務内容及び組織図　04

■環境配慮に関する目標・計画及び体制

社会的な環境配慮に関する目標・計画　05

事業活動の実施における環境配慮に関する目標・計画　06

環境配慮に関する取組み体制と運営方法　07

■環境配慮の取組み状況

社会的な環境配慮の取組み状況　08

事業活動の実施における環境配慮の取組み状況　09

■環境負荷低減等に関する情報

大気環境の保全　11

騒音対策　13

理事長メッセージ

安全で環境にやさしい交通社会の実現に貢献してまいります

独立行政法人自動車技術総合機構　理事長　杉山　徹

自動車や鉄道等の陸上交通は、国民生活と経済活動を支える重要な社会基盤である一方、その安全性の確保と環境負荷の低減は、将来にわたり取り組むべき重要な課題です。近年は、自動運転や電動化をはじめとする技術の進展に加え、カーボンニュートラルの実現に向けた社会的要請が一層高まっています。

私たち自動車技術総合機構は、自動車等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保と環境の保全を図るため、自動車の設計から使用段階までを総合的に支える業務を担っています。

具体的には、道路運送車両法に基づく基準適合性審査やリコールに係る技術検証等を的確で厳正かつ公正に実施するとともに、国が行う自動車等の基準策定に資する研究、自動車基準の国際調和、鉄道の認証審査や国際規格審議等への技術支援を通じて、国民の安全・安心と環境の保全を支えています。

また、令和6年10月に開始された、車載式故障診断装置を活用する電子的な検査、いわゆるOBD検査を確実に実施するとともに、自動車メーカーの型式指定における不正を踏まえた審査体制の整備を進めるなど、自動車の安全性能・環境性能に対する信頼を確保する役割は、これまで以上に重要となっています。

こうした社会的要請に的確に応えるため、当機構が有する技術的な知見と専門性を十分に活用し、デジタル技術を活用した審査・業務体制の高度化を進めます。また、自動車及び鉄道等に係る安全・環境分野の研究を推進し、そこから得られた科学的・技術的知見を、国の施策立案、技術基準の策定及び国際基準調和等に活用することにより、行政を技術面から支えてまいります。

当機構自身も、事務及び事業に伴う環境負荷を継続的に把握し、その低減に取り組みます。具体的には、温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の削減、用紙使用量の抑制、廃棄物の減量・分別、環境に配慮した物品の調達等を着実に進めます。さらに、各事務所等における取組状況を定期的に点検し、その結果を必要な改善につなげるとともに、役職員一人ひとりが環境への配慮を日々の業務で実践する組織づくりを進めてまいります。

すべての業務は国民の皆様の信頼の上に成り立つものであることを常に意識し、「基本と正道」に則って、一つひとつの取組を着実に進め、安全で環境にやさしい交通社会の実現に貢献してまいります。

本報告書が、当機構の環境の保全に関する業務と、事業活動における環境配慮の取組について、ご理解を深めていただく一助となれば幸いです。今後とも、当機構の業務に対する皆様の一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

■組織概要等（令和8年3月31日時点）

➢ 自動車技術総合機構の主な業務内容

・道路運送車両法に基づく基準適合性審査、リコール技術検証等の業務

・国土交通省が行う自動車等の基準策定及び国際標準化を支援するための研究業務

使用過程における保安基準への適合性審査の様子

➢ 組織図

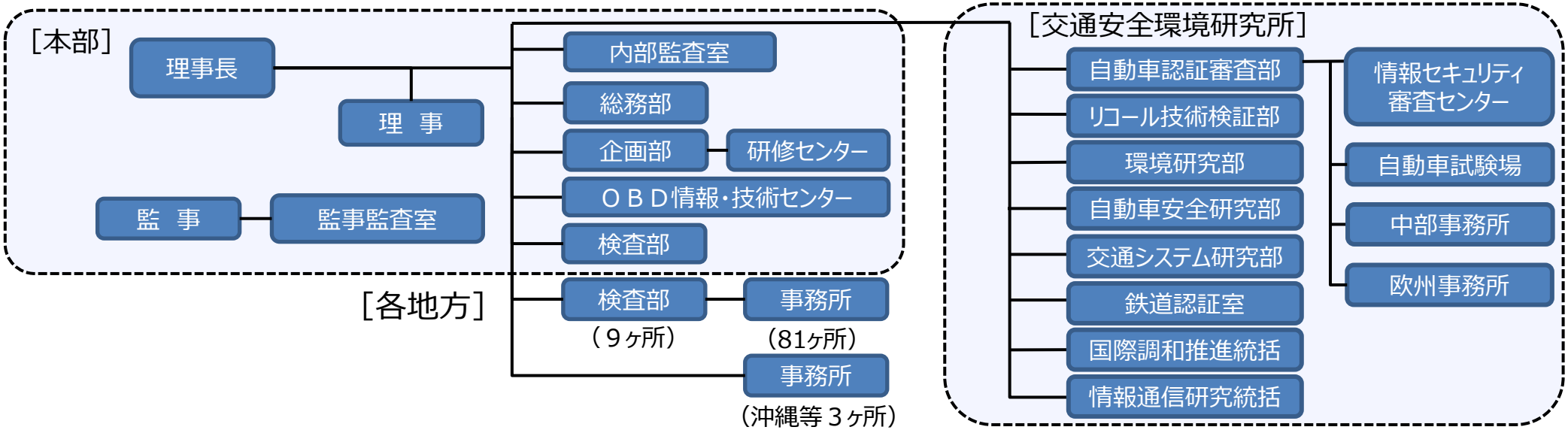

■環境配慮に関する目標・計画及び体制（1/3）

1．社会的な環境配慮に関する目標・計画

自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止、環境の保全を図るため、国土交通省等と連携しながら、効果的な対策として次の項目について、計画的に実施するよう努めます。

① 安全の確保・環境の保全に貢献した審査業務を確実に実施します。

② 社会情勢の変化に伴って行われる道路運送車両の保安基準に関する細部規程の改正に対応し、審査事務規程の適切な見直しを行うとともに、的確な審査が実施できるよう必要な体制の整備を図ります。また、審査業務における取扱いの細部について、審査の実態に照らして明確化するとともに、全国的に提出書面などの審査方法の統一を行う等、審査事務規程の規定内容の充実を図ります。

③ 基準に不適合な自動車や不正に改造した自動車を排除していくために、国の要請に応じて、これに協力し、国土交通省の講じる民間指定整備工場による指定整備率の一層の向上を図るための措置に伴い、中期目標期間中に55万台の車両を検査することを目標に、街頭検査を実施します。

④ 不正改造車を排除するため、カスタム・カー等のショーにおける不正改造車、用品販売店における保安基準に適合しないおそれのある用品等について、啓発活動を行います。

⑤ 自動車の検査の役割及び検査方法等に関して国等が行う各種キャンペーン等へ参画し、啓発活動等を行います。

⑥ 検査業務の高度化・改善等の検討に当たっては、CITA（国際自動車検査委員会）等を通じて諸外国の行政機関等との情報交換を行うなどにより、国際的な動向や費用対効果も踏まえた上で実施します。

⑦ 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に資する研究等を行います。また、自動車基準の国際調和及び鉄道システムの海外展開への支援等のため、研究成果等を活用し、新たな試験方法等の提案に必要なデータ取得等も行います。

■環境配慮に関する目標・計画及び体制（2/3）

2．事業活動の実施における環境配慮に関する目標・計画

（1）地球温暖化対策

① 概要

自動車の排出ガスの基準適合性審査において基準不適合となる自動車は、原動機の性能の悪化により燃費が悪くなり温室効果ガスの排出量が増加していることが考えられ、当機構は審査により基準に不適合な自動車を排除することにより、温室効果ガス排出量の削減に寄与します。

また、本年度以降も「独立行政法人自動車技術総合機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実施すべき措置について定める計画の策定について」に基づき、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮しつつ業務を実施します。

② 環境配慮についての計画（「独立行政法人自動車技術総合機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実施すべき措置について定める計画の策定について」の概要）

対象事務及び事業	本部（研修センター含む）、各地方検査部及び総務部参事役等
財やサービスの購入・使用に当たっての配慮	・公用車における電動車の導入および効率的利用等 ・エネルギー消費効率の高い機器の導入 ・用紙類の使用量の削減 ・再生紙などの再生品や合法木材等の活用　など
建築物の建築、管理等に当たっての配慮	・温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入 ・冷暖房の適正な温度管理　など
その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮	・エネルギー使用量の抑制 ・ごみの分別 ・廃棄物の減量　など
職員に対する情報提供等	職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。
チェックリストによる点検	各事務所等において実施計画推進者を定め、省エネの実践について毎月の実施状況をチェックリストにより点検を行う。

■環境配慮に関する目標・計画及び体制（3/3）

2．事業活動の実施における環境配慮に関する目標・計画

（2）グリーン調達の推進

① 概要

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下、「グリーン購入法」という。）」に基づき、令和7年度における環境物品等の調達を図るための方針（以下、「調達方針」という。）を定め、これに基づいて環境物品等の調達（グリーン調達）を推進します。

② 環境配慮についての目標

特定調達品目の調達目標	調達方針において調達総量に対する基準を満足する物品の調達量の割合により目標設定を行う品目については、全て100%を目標としている。

3．環境配慮に関する取組みの体制及び運営方法

エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づきエネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者を選任し、「独立行政法人自動車技術総合機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実施すべき措置について定める計画の策定について」に基づき実施計画の推進者を選任し環境配慮を推進します。

■環境配慮の取り組み状況（1/3）

1．社会的な環境配慮の取組み状況

① 令和7年度においては、全国93箇所の検査部及び事務所で7,357千件の保安基準適合性審査を実施しました。このうち、ユーザー（受検代行者を含む。）の受検件数は29.8%に当たる2,190千件でした。実施した保安基準適合性審査件数は、街頭検査を含めて合計7,509千件でした。
　さらに、自動車認証審査の確実で効率的な審査業務を実施し、基準不適合箇所についても、審査の過程で改善させることにより、基準に適合しない又はそのおそれがある自動車が市場に出回ることを防止しました（車両審査件数1,748型式、共通構造部・装置型式審査件数863型式、不合格0件）。

② 道路運送車両の保安基準に関する細部規定の改正等に応じて審査事務規程を改正しました。

③ 国土交通省及び各都道府県警察等の協力を得て、街頭検査の検査回数増加に努めており、15.1万台の車両について実施し、目標値を37%上回ることができました。また、街頭検査の内容についても、深夜の暴走族等を対象とした深夜街頭検査、不正改造車の使用等が多いと想定される場所、状況等での社会的要請に対応した街頭検査を積極的に実施しました。

④ 街頭検査や各種キャンペーン等の機会を捉え、国土交通省と連携して啓発活動を行うとともに、国土交通省が行う指定整備工場の自動車検査員研修等に講師を派遣し、審査事務規程の内容について分かりやすく解説を行いました。

⑤ 春秋の全国交通安全運動に参画している他、不正改造車排除運動及び自動車点検整備推進運動に参画しており、街頭検査等を通じ審査業務に関する理解の向上に努めました。

⑥ 電気自動車等新技術搭載自動車の安全・環境性能評価、実走行時のエネルギー消費効率・有害排出物質及び騒音の評価等の研究やデータ取得等を行いました。

■環境配慮の取り組み状況（2/3）

2．事業活動の実施における環境配慮の取組み状況

（1）地球温暖化対策

業務を実施するにあたっては、用紙類の使用量の削減、再生紙などの再生品の活用、冷暖房温度の適正管理、エネルギー使用量の抑制、ごみの分別、廃棄物の減量等に努めました。

また、職員に対する研修等において地球温暖化対策に関する情報提供を行いました。

①チェックリストによる点検

各地方事務所等及び交通安全環境研究所等において実施計画推進者を定め、省エネの実践について毎月の実施状況をチェックリストにより点検しました。

	チェックリストによる目標達成率［%］
令和3年度	92.3
令和4年度	91.2
令和5年度	92.6
令和6年度	90.7
令和7年度	93.7

②温室効果ガス排出量 等

令和7年度中に当機構の本部（研修センターを含む）、各地方検査部及び交通安全環境研究所等で使用した電力及びガソリン・軽油・灯油等の各種燃料等についてエネルギー使用量のデータを収集し、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて算定しました。

	調整後温室効果ガス排出量[t-CO2] / 原単位
令和3年度	6,968 / 0.01934
令和4年度	6,475 / 0.01846
令和5年度	7,677 / 0.02018
令和6年度	7,673 / 0.01788
令和7年度	6,406 / 0.01962

※省エネ法改正により令和6年度分報告より算定方法変更

■環境配慮の取り組み状況（3/3）

2．事業活動の実施における環境配慮の取組み状況

（2）グリーン調達の推進

令和7年度環境物品等の調達実績の概要		
特定調達物品の調達状況	目標達成状況等	調達方針において調達総量に対する基準を満足する物品の調達量の割合により目標設定を行う品目については、全て100%を目標としていたところであるが、一部の品目において、仕様の都合等により目標のとおり調達することができなかった。
	判断の基準を満足しない物品等	一部の品目において、仕様の都合等により目標のとおり調達することができなかった。
	判断の基準より高い基準を満足する物品等の調達状況	該当する調達はなかった。
特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況		特定調達物品以外の調達にあたっては、エコマークの認定を受けているもの、または、環境に配慮した製品等を調達するように努めた。
その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績		特筆すべき事はなし。
令和7年度調達実績に関する評価		令和7年度の調達については、概ね目標のとおりの調達を達成したが、一部品目においては仕様の都合等により目標のとおり調達することができなかった。令和8年度以降の調達においては、グリーン購入法の趣旨を徹底するとともに、従来以上により高い水準を満足する物品等を調達する等、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとしたい。

■環境負荷低減等に関する情報（1/3）

1．大気環境の保全

自動車排出ガスの基準値は、環境省中央環境審議会答申に基づき、道路運送車両法の保安基準等に定められています。型式認証時やいわゆる車検時において排出ガスの保安基準への適合性審査を行っております。

環境省の令和6年度の大気汚染物質に係る常時監視測定結果によると、令和6年度の二酸化窒素の環境基準達成状況は、一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局において100%となっております。

また、浮遊粒子状物質の環境基準達成状況についても、一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局ともに100%となっております。

近年は、二酸化窒素濃度及び浮遊粒子状物質濃度の年平均値も緩やかな低下傾向となっております。

○二酸化窒素の環境基準達成率の推移

年度		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
一般局	有効測定局数	1,253	1,243	1,243	1,233	1,216	1,208	1,193	1,174	1,164	1,130
	達成局数	1,253	1,243	1,243	1,233	1,216	1,208	1,193	1,174	1,164	1,130
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
自排局	有効測定局数	402	395	397	391	383	374	365	359	357	352
	達成局数	401	394	396	390	383	374	365	359	357	352
	達成率(%)	99.8	99.7	99.7	99.7	100	100	100	100	100	100

○浮遊粒子状物質の環境基準達成率の推移

年度		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
一般局	有効測定局数	1,302	1,296	1,303	1,294	1,266	1,272	1,249	1,228	1,213	1,199
	達成局数	1,297	1,296	1,301	1,292	1,266	1,271	1,249	1,228	1,213	1,199
	達成率(%)	99.6	100	99.8	99.8	100	99.9	100	100	100	100
自排局	有効測定局数	393	390	387	384	372	367	362	349	347	338
	達成局数	392	390	387	384	372	367	362	349	347	338
	達成率(%)	99.7	100	100	100	100	100	100	100	100	100

（出典：環境省　令和6年度　大気汚染物質に係る常時監視測定結果）

■環境負荷低減等に関する情報（2/3）

１－２．点検整備の実施によるCO2削減の効果

国土交通省における「自動車エコ整備に関する調査検討会」の報告書（H22.3）によれば、自動車の点検整備におけるCO2排出量の削減効果は２％程度あります。検査場での審査業務を通じ、自動車ユーザーの点検整備を推進することにより環境対応に貢献しております。

自動車エコ整備に関する調査検討会報告書（概要）

1．調査の目的・内容

本調査検討会は、自動車の点検整備における CO_2 排出量の削減効果を具体的に把握することを目的とし、「点検整備の実施による CO_2 削減の効果」の検証及び「整備事業場における CO_2 削減の取り組み」の把握の２つの項目に分けて調査し、検討を行った。

2．調査結果

○ 点検整備の実施による CO_2 削減の効果

点検整備項目のうち、CO_2 削減効果の期待されるエンジン・オイル及びオイル・フィルタ交換、エア・クリーナ・エレメント交換、タイヤ空気圧調整の３項目を実施することで、2%程度の燃費改善効果が確認され、CO_2 削減効果も同様と考えることができる。

○ 整備事業場における CO_2 削減の取り組み

自動車整備業界において自主的に策定された「地球温暖化防止推進マニュアル※」にあるような取り組みの実態を、具体的に検証することにより、実際に事業場の CO_2 排出量が削減され、光熱費の節約にも繋がっている状況が確認された。

※ 社団法人日本自動車整備振興会連合会　平成２１年５月策定

3．今後の課題

本調査において一定の成果を得ることができたことから、地球温暖化の防止を図っていくためには、本調査検討会の成果を如何に有効に活用していくかが課題となる。

なお、考えられる活用方策は以下のとおり。

○ 自動車ユーザーへの啓発

・本調査結果等の自動車ユーザーへの周知

・国土交通省と自動車関係団体が行う「自動車点検整備推進運動」における取り組み

○ 自動車整備業場への CO_2 削減対策の普及促進

・「地球温暖化防止推進マニュアル」のさらなる普及啓発

（出典：国土交通省報道発表資料「自動車エコ整備に関する調査検討会報告書について」）

■環境負荷低減等に関する情報（3/3）

2．騒音対策

自動車騒音の基準値は、環境省中央環境審議会答申に基づき、道路運送車両法の保安基準等に定められています。型式認証時やいわゆる車検時において自動車騒音の保安基準への適合性審査を行っております。

環境省「令和6年度自動車交通騒音の状況」によると、環境基準の達成状況は、近年の結果を比較すると緩やかに改善傾向にあり、令和5年度とほぼ同等の結果となっているものの、令和6年度においても改善が進んでおります。

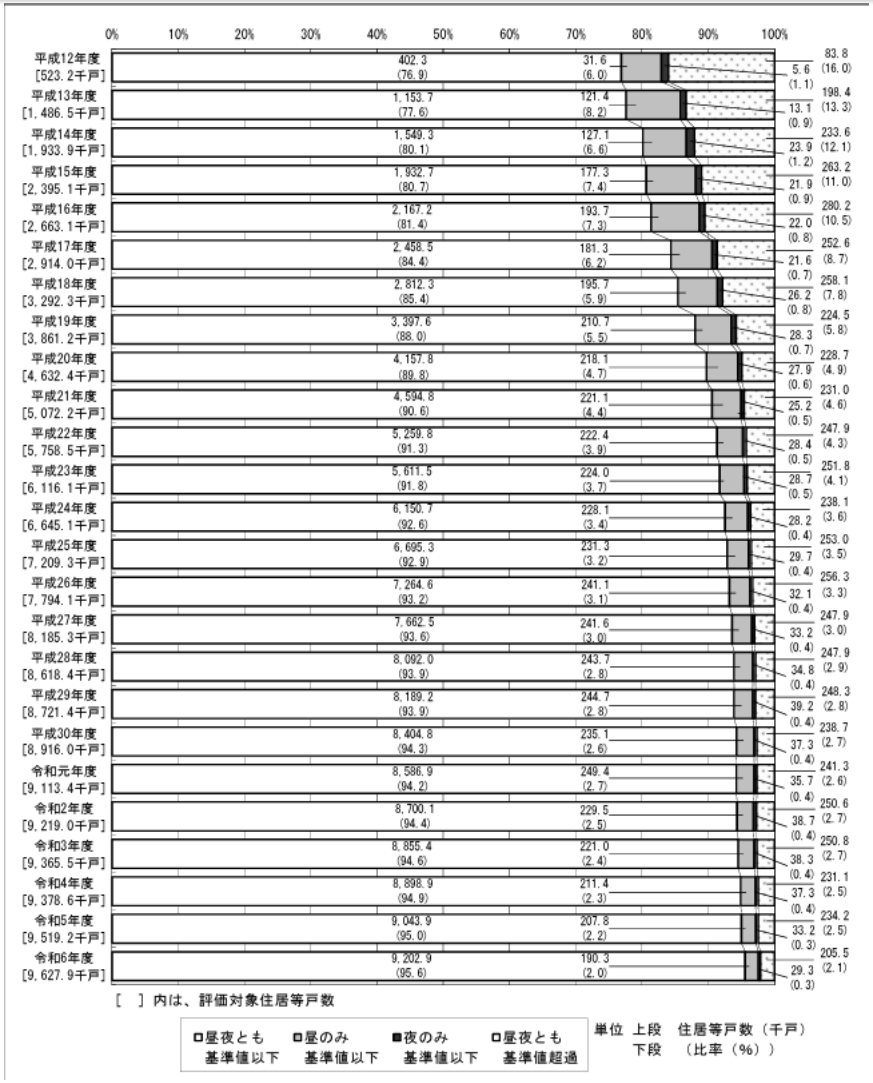

（出典：環境省「令和6年度自動車交通騒音の状況」）

独立行政法人自動車技術総合機構
〒160-0003
東京都新宿区四谷本塩町４－４１住友生命四谷ビル４Ｆ
ＴＥＬ：03-5363-3441（代）
ＦＡＸ：03-5363-3347
Ｈ　Ｐ：http://www.naltec.go.jp/

本書についてのお問い合わせや転載・複製に
際しましては、企画部企画課までお願いいたします。